

放送法 64 条 1 項の「設置」とワンセグ放送を受信可能な携帯電話の「携帯」

【文 献 種 別】 判決／さいたま地方裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 8 月 26 日
【事 件 番 号】 平成 27 年（ワ）第 1802 号
【事 件 名】 放送受信契約締結義務不存在確認請求事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 放送法 2 条・64 条、憲法 83 条・84 条、財政法 3 条
【掲 載 誌】 判時 2309 号 48 頁

LEX/DB 文献番号 25543507

事実の概要

X は、ワンセグ機能付き携帯電話を所有している（通常のテレビ受信機は X 住所地に設置されていない）。本件は、① X は、自己の所有する本件携帯電話を一定の場所に設置しておらず、携帯しているにすぎないから、放送法 64 条 1 項本文の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当しない、② 仮に、該当するとしても、X は本件携帯電話を Y（NHK）の放送を視聴する目的で所有してはいないから、本件携帯電話は同項ただし書の「放送の受信を目的としない受信設備」に該当すると主張して、X が、Y に対し、受信契約を締結する義務が存在しないことの確認を求めた事案である。

判決の要旨

本判決は、X の請求を認容した。なお、事実の概要の①に関する主張が認められたため、②に関する判断はされていない。

1 放送法 2 条 14 号との関係

本判決は、放送法 2 条 14 号が「設置」と「携帯」の文言を使い分けていることから、放送法 64 条 1 項の「設置」は「携帯」の意味を含まないと解している。この解釈の前提として、(a) 憲法 83 条、84 条および財政法 3 条、(b) 受信料の性格に言及している。まず、(a) の点について、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該

当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税に当たる」と述べたうえで、財政法 3 条を参照して、「国権に基づく課徴金等にも憲法 83 条（財政民主主義）、84 条（租税法律主義）の趣旨が及ぶことを明記している」という。次に、(b) の点について、「放送法 64 条 1 項の規定によれば、Y の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、実際に放送を受信し、視聴するか否かにかかわらず、Y と受信契約を締結する義務を負うから、受信料は必ずしも放送の視聴に対する対価とはいえず、Y の維持運営のために特殊法人である Y に徴収権が認められた特殊な負担金と解するのが相当である」とする。これらの点を踏まえて、次のように判示した。

「受信料は特殊な負担金と解されるが、国又は地方公共団体が使用する経費に充てるための資金を調達する目的で徴収されるものではないから、形式的には憲法 84 条の『租税』には当たらない。

しかし、Y は、放送法 16 条により設立された特殊法人であって、『公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送』を行うことを目的とし（放送法 15 条）、内閣総理大臣が任命した委員により構成される経営委員会が、受信料について定める受信契約の条項（受信規約）について議決権を有しており（同法 29 条 1 項 1 号ヌ）、受信規約は総務大臣の認可を受ける必要があること（同法 64 条 3 項）からすれば、受信料の徴収権を有する Y は、国家機関に準じた性格を有するといえるから、放送法 64 条 1 項により

課される放送受信契約締結義務及び受信料の負担については、憲法 84 条（租税法律主義）及び財政法 3 条の趣旨が及び国権に基づく課徴金等ないしこれに準ずるものと解するのが相当であり、その要件が明確に定められていることを要すると解するのが相当である。

そして、同一の法律において、同一の文言が使用されている場合には、同一の意味に解するのが原則であることはいうまでもないところ、課税要件明確主義の立場からは、一層、同一文言の解釈について一貫性が要求されるというべきである。

しかして、放送法 2 条 14 号は、『設置』と『携帯』を区別しているところ、これらの文言の国語的意味からすれば、放送法 64 条 1 項の『設置』が『携帯』を含む旨の Y の主張には、文理解釈上、相当の無理があるものと言わざるを得ず、上記のとおり、受信料の徴収の前提となる放送受信契約締結義務を課す放送法 64 条 1 項については租税同様、その要件が明確に定められている必要があるというべきであるから、放送法 64 条 1 項の『設置』は、同法 2 条 14 号の『設置』と同様、『携帯』の意味を含まないと解するのが相当である。

2 放送法 64 条 1 項の改正経緯

「ワンセグ放送は平成 18 年 4 月から主要都市を中心に開始されたものであるところ、昭和 27 年法律第 280 号による放送法の改正¹⁾がされた昭和 27 年当時、ワンセグ放送のような移動体機器を受信機とするテレビジョン放送が想定されていたとは考えられず、一定の場所に設置置く通常のテレビジョン受信機又はラジオが念頭に置かれていたと解されるのであり、……改正後の放送法 32 条 1 項の『設置』は、その文言どおり、一定の場所に『設置置く』こと以上の意味を含んでいなかったと解するのが相当である。……平成 21 年改正及び平成 22 年改正の際、『移動受信用地上放送』や『移動受信用地上基幹放送』の定義として『携帯』という文言が放送法に取り入れられることになったにもかかわらず、受信契約及び受信料について定める放送法 64 条 1 項（平成 22 年改正前には放送法 32 条 1 項）の『設置』という文言との関係について、国会で、説明がされたり、議論がされたりしたことはなかったのであるから、同項の『設置』の意義については、従前のとおり変更しないという扱いがされたものと解するのが相当である」。

3 他の法律との関係

電気通信事業法 9 条 1 号、電気事業法 39 条 1 項、株式会社日本政策金融公庫法 11 条 1 項 1 号の規定を受けた同法別表第 1 の 3 における「設置」は、一定の場所に設置置くことに限らず、観念的な意味で用いられているといえることができる。しかし、「上記各規定は、放送法 64 条 1 項のように一定の者に対し、国権に基づく課徴金等を課すことを内容とするものではないから、上記各規定と放送法 64 条 1 項の『設置』という文言を同様に解すべきとはいえず、……上記各法律において『設置』を観念的な意味で用いているからといって、放送法 64 条 1 項の『設置』の意味を同様に解すべきとはいえない」。

4 「有料放送」（放送法 147 条 1 項前段）との関係

「『有料放送』の定義中の『設置』という文言を『携帯』を含む受信設備を使用できる状態に置くことと解釈できるとした上、放送法 64 条 1 項の『設置』という文言も、平成 21 年改正及び平成 22 年改正の際、変更されていないから『有料放送』の『設置』と同様に解することは、一般的な法解釈としては、ありうるところである。……しかし、上記のとおり、受信契約及び受信料について規定する放送法 64 条 1 項は、『有料放送』の規定とは異なり、憲法 84 条（租税法律主義）及び財政法 3 条の趣旨が及び国権に基づく課徴金等ないしこれに準ずるものについて規定するものであって、課税要件明確主義の要請があるから、仮に、『有料放送』の定義における『設置』という文言については、『携帯』を含む受信設備を使用できる状態に置くことと解釈できるとしても、直ちに受信契約及び受信料について規定する放送法 64 条 1 項の『設置』という文言についても同様に解釈すべきであるとはいえない」。

判例の解説

一 本件事案の特徴

放送法のなかには、「設置」について定義した規定は置かれていない。日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）は、使用できる状態に置くことを「設置」としており²⁾、通常のテレビ受信機を設置せず、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を所有する場合に、受信規約を根拠とした受

信契約の締結・受信料の徴収が行われてきた。

このような状況の下、本判決は、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話の「携帯」は放送法 64 条 1 項（以下、「同項」と表記することがある）の「設置」に当たらず、受信契約の締結義務はないと判断した初めての裁判例として社会的耳目を集めた。従来、受信契約の締結義務については、同項の効力として受信契約を強制的に締結させることができるのかが論じられてきた。本件では、同項の効力自体が問われたわけではなく、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を「携帯」する場合に、「設置」という同項の要件を満たすのかが争われた点に特徴がある。

二 放送法 64 条 1 項の「設置」に関する議論状況

本判決が出現する前には、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話の「携帯」が放送法 64 条 1 項の「設置」に当たるか否かについては、ほとんど議論がされてこなかった。放送法に関する概説書は、受信設備の例として、テレビ受信機の他、テレビチューナーの付いたパソコン、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を挙げている³⁾。しかし、「設置」と「携帯」の関係について何ら言及をしていない⁴⁾。同法の逐条解説書⁵⁾も、同項の「設置」の意味について説明していない。

本件において、同項の「設置」が「携帯」を含むのかという問題がクローズアップされた。NHK は、受信規約のなかで「設置」を「使用できる状態におくこと」としており、本件において、同項の「趣旨は、被告の公共放送機関としての役割の重要性に照らし、被告が適正かつ公平に受信料を受領できるようにすることにあり、上記趣旨を全うするには、受信設備が一定の場所に設置されているか否かで区別すべきでないから、『設置』とは受信設備を使用できる状態に置くことを意味する」と主張した。本判決が、ワンセグ放送を受信できる携帯電話を携帯するだけでは受信契約を締結する義務はないと判断したことに対して、高市早苗総務相は、平成 28 年 9 月 2 日の閣議後記者会見で、「携帯受信機も受信契約締結義務の対象と考えている」と述べた。そのうえで、「NHK は『受信設備を設置する』ということの意味を『使用できる状態に置くこと』と規定しており、総務省もそれを認可している」と説明した⁶⁾。

三 本判決の理論構成

本判決は、「設置」という文言の解釈の一貫性を要求した結果、放送法 64 条 1 項の「設置」に「携帯」は含まれないとの結論を導いた。

本判決の基礎には、受信契約締結義務および受信料の負担につき、憲法 84 条（租税法律主義）および財政法 3 条の趣旨が及ぶ国権に基づく課徴金等ないしこれに準ずるものであり、課税要件明確主義の観点から解釈がされなければならないという点がある。以上の点を踏まえて、①「設置」と「携帯」を区別している放送法 2 条 14 号との関係によれば、同法 64 条 1 項の「設置」は「携帯」を含まず（判決の要旨 1）、②同項の改正経緯によれば、「携帯」という文言が放送法に取り入れられることになったにもかかわらず、同項の「設置」という文言との関係について、国会で説明がされたり、議論がされたりしたことはなかったのであるから、同項の「設置」は「携帯」を含まないことに変わりはないこと（判決の要旨 2）の 2 点を主要な論拠として挙げている。これに加えて、③「設置」を観念的な意味で用いている他の法律との関係（判決の要旨 3）、④有料放送との関係（判決の要旨 4）につき、国権に基づく課徴金等を課すことを内容とする同項の性格と根本部分を異にすることから、他の法律における「設置」、有料放送の定義中の「設置」と同様に解釈することはできないという点に言及している。

四 本判決の評価

筆者は、放送法 64 条 1 項の効力として受信契約の強制的締結は認められないと考えている⁷⁾。同項について、受信契約を締結するか否かを受信者の善意・自発性に委ねた訓示規定であると解すれば、同項の「設置」に「携帯」が含まれると解したとしても、受信者に不利な解釈とはならない。

しかし、従来の裁判例は、受信設備を「設置」したにもかかわらず、受信契約を締結しない場合、受信契約の強制的締結を認めてきた⁸⁾。もし、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話の「携帯」が同項の「設置」に当たれば、受信契約の締結義務があるとされ、結果的に受信契約の強制的締結が認められることになる。この解釈は、受信者側の契約自由を正面から制限するものである。しかも、受信契約は、対価性の希薄な受信料を支払うことを内容とする契約である。「受信料とテレビ放送

を受信することとの間に対価関係がある」と放送受信との対価性を認める裁判例⁹⁾があるものの、本判決が判示するように、必ずしも視聴それ自体と受信料の支払いが対価的な関係に立つわけではなく、放送法 15 条に基づく NHK の豊かで良い放送を行う義務と受信料の支払義務との間も、対価的な双務関係に立たない¹⁰⁾と解されているからである。裁判例によれば、同項の「設置」に当たれば受信契約の強制的締結が認められ、その結果、契約者は対価性の希薄な受信料を支払う義務を負う。このような帰結をもたらす以上、「設置」に当たるか否かという要件面について、極めて慎重な解釈が求められることはいうまでもない。

広辞苑では、設置の意味を「もうけおくこと」、携帯の意味を「たずさえ持つこと。身につけて持つこと」と定義されている¹¹⁾。放送法 2 条 14 号は「設置」と「携帯」を区別していることから、国語の意味でこれらを使い分けしていることは明らかである。昭和 27 年当時、放送法 32 条 1 項（現在の 64 条 1 項）の「設置」の対象として、一定の場所に設置置く通常のテレビが念頭に置かれており、文字通り設置置くことを意味していた。放送法 2 条 14 号によって「携帯」という文言が放送法のなかに取り入れられた後にも、同項の「設置」という文言との関係については国会で何ら説明も議論もされなかった。NHK は、公共放送機関としての役割の重要性、受信料の適正かつ公平な受領という同項の趣旨から、同項の「設置」に「携帯」が含まれると主張している。しかし、本件では、「設置」と「携帯」の相互関係が問われている以上、これら文言の意味内容を基礎として、放送法の具体的規律とその変遷過程に着目した解釈がなされなければならない。同項の趣旨を持ち出す NHK の主張には問題がある。文言の国語の意味を踏まえた文理解釈、同項の改正経緯に着目した結果、同項の「設置」に「携帯」は含まれないとした本判決の結論は妥当である。

本件は、受信契約を締結する義務が存在しないことの確認を求めた事案である。それでは、通常のテレビ受信機を設置せず、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を所有する者は、その締結した受信契約の無効を主張して既払い受信料の返還を請求することができるであろうか。この点については、東京地判平 28・10・27（朝日新聞 2016 年 10 月 28 日朝刊 2 面 34 頁〔レオパレス判決〕）の法律

構成が参考になる。同判決は、テレビが備え付けられた賃貸住宅に入居した住民は放送法 64 条 1 項の「受信設備を設置した者」に当たらないとしたうえで、同項は当事者間でこれと異なる合意をすることを禁止する強行規定であり、同項の要件を充足しない者との間で締結された法律行為は公序に反する法律行為として無効（民法 90 条）であると判示した。結論として、既払い受信料の返還請求が認められた。ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を「携帯」しているにすぎない者は、本判決に従えば、同項の要件を充足しない者に当たるため、レオパレス判決と同様の論理に基づき、——受信契約が締結され、既に受信料を支払っている場合には——受信契約の無効を主張して既払い受信料の返還を請求することができるように思われる。

●——注

- 1) NHK の標準放送（現在の中波放送）に限定されていた受信契約締結義務をテレビジョン放送にも拡大した。
- 2) 受信規約 1 条 2 項本文は、「受信機……を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は……契約を締結しなければならない」と定めている。
- 3) 鈴木秀美ほか編『放送法を読みとく』（商事法務、2009 年）258 頁。
- 4) もっとも、ワンセグ放送を受信可能な携帯電話を受信設備の例として挙げていることから、放送法 64 条 1 項の「設置」に「携帯」が含まれると考えている可能性が高いように思われる。
- 5) 金澤薫『放送法逐条解説〔改訂版〕』（情報通信振興会、2012 年）。
- 6) 以上、朝日新聞 2016 年 9 月 3 日朝刊 5 面 5 頁。
- 7) 筆者の見解について、詳しくは、谷江陽介『締結強制の理論——契約自由とその限界』（成文堂、2016 年）36 頁以下、118 頁以下参照。
- 8) 受信契約の強制的締結を認める法律構成として、申込み到達後 2 週間で契約が成立すると解する構成（東京高判平 25・10・30 判時 2203 号 34 頁等）と、承諾の意思表示を命ずる判決（民法 414 条 2 項ただし書）により契約が成立すると解する構成（東京高判平 25・12・18 判時 2210 号 50 頁等）がある。多くの裁判例は、後者の構成を採用している。
- 9) 札幌高判平 24・12・21 判時 2178 号 33 頁。
- 10) 東京高判平 22・6・29 判時 2104 号 40 頁。
- 11) 新村出編『広辞苑（第 6 版）』（岩波書店、2008 年）864 頁、1576 頁。